

近年の中国意匠制度を取り巻く 法改正・運用改訂のハイライト



前号では、直近3年における中国商標制度の変化などのハイライトを紹介した。本号では、中国意匠制度、特に2020年に第四次改正が行われた専利法（2021年6月1日施行）および本年から施行されている審査指南を取り上げるとともに、関連性のある重要事件について紹介する。本稿を通して、中国意匠を取り巻く状況がダイナミックに変化していることをお伝えしたい。

Sun East知的財産事務所 所長・弁理士 **森 智香子**

チャイナ（華夏）正合知的財産権代理事務所 所長・中国弁理士 **韓 登堂**

1. 部分意匠制度

部分意匠制度の導入は、専利法第四次改正の特に重要な点である。専利法2条は「意匠とは、製品の全体または局部の形状、図案またはその結合および色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ、工業への応用に適した新たな設計を指す」と改正された。これにより、中国で製品の部分も意匠の保護客体となった。「局部」とは製品から分割不可能な部分を指すが、下記(1)～(3)に該当する場合は部分意匠として保護を受けることができない。

(1) 製品において分割可能な独立する部分または完全なデザイン部分を構成できない部分意匠〈審査指南第一部第三章7.4(10)〉

「製品において分割可能な独立する部分または完全なデザイン部分を構成できない部分」とは、例えば製品において稜線りょうせんで示された部分、任意に分割された部分などが挙げられる。

認められる例



リールの装飾部

認められない例



リールの枠部分



乗用車のフロントグリルとライト部



乗用車のフロントグリルの一部とライト部

これらの具体的な定義は審査指南に記載されていないものの、一般的には製品において明確な境界線があり、視覚的に独立した範囲を構成することが可能な部分や、機能的に他の部分から区別可能な部分と解される。なお、視覚的に独立した範囲と機能的な部分が必ずしも一致するとは限らない。

同一製品における2つ以上の部分は、それらの間に機能上またはデザイン上の関連性がなければ、1つの部分意匠として出願できない（審査指南第一部第三章9）。

認められる例

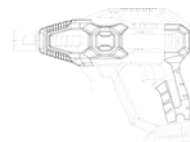


眼鏡の枠部

認められない例



乗用車のフロントバンパーとウィンカー



電動工具のゴムカバー



靴の装飾部

(2) 保護を受けようとする部分意匠が、単なる模様または、模様と色彩との結合による部分意匠

平面の模様のことであり、例えばオートバイの表面の模様は保護対象とならない。ただし、立体形状の模様の場合は保護され得る。

(3) 組み合わせ製品の部材

組み合わせ製品の部材とは、例えばジグソーパズルの各部材（ピース）のようなものを指す。ジグソーパズルの各部材

を組み合わせた一つのジグソーパズル製品としては意匠の保護対象となり得るが、単なる部材のみの場合は、部分意匠の対象ではない。

(i) 部分意匠の出願

(a) 部分意匠の名称

「製品全体の名称+製品における部分の名称」を願書の物品名として記載する（例：「乗用車のドア」）。単なる製品の名称またはその部分の名称のみを記載した場合、補正通知書が発せられる。

(b) 図面

製品の全体図を提出し、一般的に保護を受けようとする部分は実線、その他の部分は点線で示す。図面において、部分意匠として保護を求める局部の製品全体における位置および全体との比率関係を明確に表示しなければならない。また、局部が立体的形状である場合、当該局部を含む斜視図も提出する必要がある。

なお、部分意匠のその他の表現として、例えば写真を提出する場合、保護を受けようとする部分を除いて、その他の部分は半透明の単色で塗りつぶす。

(c) 簡単な説明

簡単な説明において、実線と点線により部分意匠を表示しない場合、または保護を受けようとする部分とその他の部分を一点鎖線で区別する場合、局部がどの部分であるかを明示する必要がある。例えば「塗りつぶしの部分が保護を受けない部分である」「一点鎖線で囲む部分が保護を受けようとする部分である」といったことを記載する。また、簡単な説明では、選定した代表図を記載する必要がある。代表図は部分意匠に係る局部を含んでいなければならない。

(d) 多意匠一出願

多意匠一出願制度は同一製品に係る部分意匠にも適用されるが、その場合の部分意匠同士は、類似している必要がある。相違点有部分意匠全体の配置や全体的な比率の変更のみであり、かつ、変更が当該製品のデザインにおいてありふれたものであるときは、類似する部分意匠を構成する。

なお、組物の意匠（例えばコーヒー用具一式）の場合は、全体の製品の意匠に限られ、部分意匠は対象とならない（審査指南第一部第三章9.2）。例えばコーヒーポットの取っ手とコップの取っ手部の意匠を、多意匠一出願の類似する部分意匠として登録することは認められない。

(ii) 審査強化と部分意匠の審査

従来、中国では意匠について無審査制度を採用していたが、近年、知的財産権の質を高めようとする政策を受けて審査が強化され、第四次改正法で意匠出願に対する専利法23条2項の規定に基づく審査が加わった。ただし、類似の意匠の審査にとどまり、意匠または意匠の構成要素の組み合わせによる、顕著性の審査は行われない。

部分意匠に関する専利法23条2項に基づく審査、すなわち同一または類似の審査は、比較される意匠に係る製品が同一または類似であることを前提に、意匠の相違点有部分意匠全体の配置や全体的な比率の変更のみであり、かつ、変更が当該製品のデザインにおいてありふれたものである場合に、一般的に両意匠が類似するとされる。

(iii) 部分意匠の補正

原則として、自発的な補正の場合も、審査意見通知書で指摘された不備に対する補正の場合も、既に公開された範囲を超えた補正をしてはならない。なお、既に公開された範囲を超えない部分意匠の補正であっても、下記のような補正は認められていない（審査指南第一部第三章10.2）。

(a) 全体意匠を部分意匠に補正

(b) 部分意匠を全体意匠に補正

(c) 部分意匠を他の部分意匠に補正

ただし、実務上、自発的補正期間内（出願日から2カ月以内）は、上記(a)～(c)を行うことが認められている。

2. GUIの意匠の保護

グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）の意匠は、その意匠要部がGUIのみにある場合、部分意匠として出願することも可能である。GUIの意匠を部分意匠として出願する際には、以下のような形式をとることができる。

(1) GUIが用いられる製品としての出願

この場合、製品のGUIが示された正面図を提出し、GUIの意匠の名称とその製品の名称いずれも含めたいうで、意匠の簡単な説明においてGUIの用途を記載することが可能である。GUIの部分について意匠出願する場合、製品の名称は例えば「スマートフォンのモバイル決済グラフィカルユーザーインターフェースの検索欄」のように、保護を請求する部分も明記しなければならない。

(2) GUIのみでの出願

GUIが用いられる製品を特定せず、汎用電子設備に用いられる場合、GUIの図面のみを提出し、製品の名称に電子設備とGUI名称を含め、意匠の簡単な説明においてGUIの用途を記載することが可能である。

3. 意匠の国内優先権制度の導入

専利法第四次改正の内容の一つとして、意匠の国内優先権制度の導入がある。改正法29条は、中国で意匠が出願されてから6カ月以内に国務院専利行政機関へ同一の主題について改めて出願する場合、国内優先権を享有することができる旨を規定している。

国内優先権を主張する場合、優先権の基礎となる先の出願は、既に優先権を主張したものでなく、かつ、権利付与されていないものに限られる。優先権の基礎となる先の出願は、意匠出願に限らず、特許出願または実用新案出願でもよいが、意匠として保護を受けたい内容が当該出願の図面に完全に開示されている必要がある。

なお、優先権の証明書は中国で国内優先権を主張して意匠出願してから3カ月以内に提出しなければならない。

4. 意匠の遅延審査制度の創設

改正専利法施行細則56条は、出願人が意匠出願の遅延審査を請求することができる旨を規定している。遅延審査請求は出願の際に行われなければならない。遅延期間の指定は月単位で、最大期間は36カ月であり、遅延審査の効力が生じる日から起算される。なお、出願人は遅延審査請求を取り下げることができる。

意匠の遅延審査はデザインを早期に公表されたくない場合を想定して創設された制度であり、秘密意匠制度のない中国でも本制度を活用すれば、出願したデザインの公開を遅らせることができる。

5. 意匠の国際出願

中国では、2022年5月5日より「意匠の国際登録に関するハーグ協定」（以下、ハーグ協定）の効力が生じた。それ

に伴って、中国を指定して国際事務局に提出する意匠出願は、国際事務局による方式審査、国際登録および国際公開後、中国国家知識産権局の審査段階に入ることとなる。

中国では、主に中国専利法上の意匠の該当性、新規性、単一性および意匠表現の明瞭性などが審査される。

上記事項に関して中国国内法の規定を満たさないと判断された国際登録意匠については、国際公開後12カ月以内に拒絶査定通知書が発行される。一般的に、通知書に対する応答期間は、通知書受領日から4カ月以内である。なお、国際登録意匠に拒絶理由がなかった場合、当該意匠の保護を決定し、中国国家知識産権局が国際事務局を通じて、出願人に通知する。

国際登録意匠について新規性喪失の例外を主張する場合、国際公開から2カ月以内に、証明資料を提出しなければならない。

中国国内法で規定する単一性要件が満たされない場合、出願人は審査官の意見に基づいて、分割出願をすることができる。また、国際公開後2カ月以内であれば、出願人は自発的な分割出願も可能である。

国際登録意匠に関し、中国での権利付与の公告後、出願人は中国国家知識産権局に対して、当該意匠の登録簿の副本を請求することができる。なお、中国における国際登録意匠の存続期間は、国際登録日から15年である。

6. 保護期間の変更

ハーグ協定への加盟に伴い、同協定と国内制度の調和を図るため、意匠権の存続期間は中国における出願日から起算して15年と改正された（専利法42条）。なお、現行法は2021年6月1日に施行されたため、同日以降に出願された意匠が対象となる。

7. 近時のGUIの意匠権侵害事件

GUI関連の重要事件として、2021年12月30日に上海知識産権裁判所が判決を下した意匠権侵害事件（(2019) 沪73民初字第398、399号）を紹介する。同裁判所は原告・金山ソフトウェア社の主張を認め、本件意匠は被疑侵害GUIを含む携帯電話と類似する意匠であり、当該携帯電話は本件意匠の権利

範囲に属すると判断した。

判決の主な内容は以下のとおりである。

- ・被疑侵害GUIは本件意匠のGUIの全体的なデザインとデザインの動的な変化の過程において、類似する。携帯電話の外形については、ありふれたデザインに属し、意匠の全体の類否に対して実質的な影響を有しない（筆者注：本意匠中のGUIでは、メッセージの入力とともに、その入力の進捗に応じて、表示バーが伸びる動的な変化を有する）。
- ・被告が開発した被疑侵害ソフトウェアのダウンロードを提供する行為はGUIの意匠権保護に関連する。認定に際し、GUIを含む製品分野の特徴的な業界慣習を十分に考慮する必要がある。
- ・GUIを含む製品は、ハードウェア、操作システム、そしてアプリケーションソフトウェアまで、一般的にはそれぞれ異なる業者によって提供される。被告は被疑侵害携帯電話自体を直接的に製造または販売していなかったものの、被疑侵害GUIのデザインは、被疑侵害ソフトウェアに具現されており、携帯電話機のユーザーは、被告が開発したアプリケーションソフトウェアを使用すれば、意匠権者のGUIを必然的に使用することになる。両被告はこのような事態が生じることを認識したうえで、あえてこの結果を生じさせようという主観的な意図を有している。
- ・被疑侵害ソフトウェアはユーザーがソフトウェアを使用し被疑侵害携帯電話で前記GUIを具現させる過程において、欠くことのできない実質的な役割を果たしており、アプリケーションソフトウェアの提供が、侵害を引き起こす最も主要な原因となっている。被告が被疑侵害ソフトウェアを提供した行為は、意匠権の侵害に当たると認定すべきである。

8. 初期のGUIの意匠権侵害事件

GUIに関連する事件自体は相当に前から存在する。有名な北京（2016）京73民初字第276号について、紹介したい。

2016年5月、北京奇虎科技有限公司（以下、北京Qihu社）と奇智ソフト（北京）有限公司は北京江民新科技有限公司（以下、江民科技）に対して訴訟を提起した。この訴訟において、原告らは江民科技が使用するソフトウェアのGUIの意匠が、原告らが保有する意匠権を侵害していると主張し、権利侵害の差止め、侵害による悪影響の除去、損失の賠償を求めた。

これに対し、北京裁判所は以下のように判断した。

- ・本件意匠は「GUIを用いたパーソナルコンピュータ」であって、中国国家知識産権局が2014年3月12日に頒布した第68号令に規定される「GUIが含まれる製品のデザイン」に属する。新しい種類の意匠に対して専門的な権利侵害認定規則がない状況の下で、本件の審理は依然として現行の意匠権利侵害規則（筆者注：本判決時の法令）を適用する。
- ・意匠権保護範囲の確定の際は、製品およびデザインを併せて考慮しなければならない。本件において、本件意匠の図面に示された製品はパーソナルコンピュータで、その名称も「GUIを用いたパーソナルコンピュータ」であり、「パーソナルコンピュータ」という製品は本件意匠の権利保護範囲を限定する作用を果たす。
- ・原告は、他人がパーソナルコンピュータあるいはそれに近い種類の製品に同一または類似する意匠の使用を禁止する権利を有する。
- ・権利侵害に当たるか否かが争われている行為（係争侵害行為）は被告からユーザーへの被疑侵害ソフトウェアの提供であるが、同ソフトウェアは意匠製品の範囲に属しない。よって、本件意匠のパーソナルコンピュータとは同一または類似する製品に当たらない。
- ・被疑侵害ソフトウェアは本件意匠の保護範囲に含まれておらず、原告による係争侵害行為はその意匠権に対して直接的に侵害したものであるとの主張は成り立たない。
- ・ユーザーが侵害されたソフトウェアをプリインストールしたコンピュータの販売を行ったり、許諾販売を行ったりする可能性があるとして原告が主張したものの、その証拠を示せていない。単に被疑侵害ソフトウェアをそのパーソナルコンピュータにダウンロードしただけでは、パーソナルコン

本件意匠

イ号物件



コンピュータの製造、許諾販売、販売に当たらず、本件意匠を実施する行為が存在しない。この状況下において、たとえ原告が訴えたように被疑侵害ソフトウェアは権利侵害製品の間接物であっても、被告が被疑侵害ソフトウェアを提供する行為は権利侵害の^{ほうじよ}幫助行為にならない。

上記のとおり、金山ソフトウェア社による事件と北京Qihu 社らによる事件とは、いずれもGUIに関連する判決であるが、裁判所の判断は大きく異なる。後者は、意匠権によるGUIの保護に関する初期段階の判決で、GUIの意匠を一般の製品と同様に扱う傾向が見られた。より新しい判決である金山ソフトウェア社事件の上海知識産権裁判所による判断は、GUIの意匠への理解が深化した時期に示された、ビジネス実情に沿うものであり、中国知財業界において多くの賛同を得ている。同種事件において、今後、多く参考にされるものと思われる。

このように、GUI意匠への理解も大きく変化してきており、状況に応じて、これからも制度や実務が変転する可能性がある。本稿が近年の中国意匠制度を取り巻く環境の変化、法改正・運用改訂についての理解の一助になれば幸いである。

Chikako Mori

早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中国で『日本商標法実務』、発明協会から『中国デザイン関連法』を出版。2015年には国際商標協会（INTA）発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就任、2017年にITベンチャーを立ち上げ、国際的に活躍している。

Kan Touei

工学博士。長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたと高く評価されている。

Book Information



発明推進協会

特許出願の中間手続基本書 第5版

大貫 進介 著 A5判 全400頁 定価3850円

経験豊富な実務者にも御満足いただける諸制度の解説と、初学者にも分かりやすい具体的な参考例をふんだんに盛り込み、特許出願の中間処理に関する実務を徹底解説しています。

マルチマルチクレーム制限や分割出願審査中止などの最新の法改正事項、発明の単一性及びシフト補正の例示、新たな重要判決例、外国語特許出願、外国語書面出願など、著者の知識や経験、ノウハウの全てを網羅した、正に「基本書」です。

申込先：一般社団法人 発明推進協会 知的財産情報サービスグループ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-1 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

TEL：03-3502-5492 / FAX：03-5512-7567

※ 発明推進協会ホームページからご注文いただけます。http://www.jiii.or.jp